

	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>特定技能外国人制度は、労働市場や社会にとって非常に重要な役割を果たしている。制度をより良いものにするためにも、所属機関や登録支援機関が無理なくその役割を担えるような仕組み作りをするべきである。</p>	<p>本件について賛成の御意見として承ります。</p>
2	<p>本案に賛成である。現在の届出・定期面談(年4回)のスケジュールはかなりタイトであり、定期面談に関しては前回面談を行ってから日数が浅いため状況も特に変わっておらず、双方において時間・手間・コストの面においても負担が大きすぎると感じている。また、何か問題が起きれば都度、対応しているため年1回とするべきである。</p>	<p>本件について賛成の御意見として承ります。</p>
3	<p>次の理由で本規則改正に反対である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利保護が不十分な場合、社会的な不満や批判が高まる可能性がある。 ・この法案は、特定技能所属機関や登録支援機関、行政機関にとっては業務の効率化や負担軽減につながる一方で、外国人労働者やその支援団体、地域社会には負担やリスクが増加する懸念がある。 ・外国人労働者の受入れに伴う行政側の準備やサポート体制が整っていない。法令改正だけでは、外国人労働者が適切に受け入れられる基盤が構築されない。 ・地域社会への統合支援が強化されていないため、外国人労働者が孤立するリスクがある。また、文化的な違いから地域での摩擦が増え、トラブルが発生する可能性がある。 ・特定技能所属機関の負担軽減と、犯罪増加のリスクを比較衡量して決定するべきであり、比較衡量を行っていないのであれば廃案とすべきである。 ・改正の内容及び目的について説明不足である。 	<p>本規則改正は、在留管理上迅速に把握する必要がある情報については随時届出・報告事項とし、特定技能外国人のより適正な在留管理を図ろうとするものです。</p> <p>また、地方出入国在留管理局では、これらの届出等の情報を活用し、法令を遵守していない特定技能所属機関・登録支援機関を把握した場合には、必要に応じて関係機関と協力して調査を行っております。</p> <p>出入国在留管理庁としては、これらの届出、調査等を通じて特定技能所属機関・登録支援機関に対して必要な指導等を行うことで、制度の適正化を実現していきたいと考えております。</p>
4	<p>本改正案は制度の厳格化につながるものであり、外国人労働者の受入れを制限すると考えられるため反対である。</p>	<p>本規則改正は、特定技能制度の更なる適正化を図るものであり、外国人の受入れを制限するものではないと考えています。</p>
5	<p>雇用する側が責任を持って、受け入れた特定技能外国人の雇用管理を適正に行い、当該外国人が法令やルールを遵守するようにすべき。</p> <p>また、行方不明者を発生させたり届出を怠るなどの問題が発生した際は特定技能所属機関や登録支援機関に罰則を科すなど、法律を厳しくしていくべき。</p>	<p>特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(以下「特定技能基準省令」という。)第2条第1項第1号において、特定技能所属機関は労働、社会保険及び租税に関する法令の規定の遵守が求められるため、これらの関係法令に違反した場合には届出が必要となります。</p> <p>なお、これらの法令違反の態様が悪質・重大である場合や当庁の指導等の結果、改善が認められない場合は、特定技能外国人の受入れは認められないこととなります。</p>

6	<p>特定技能外国人を受け入れることが困難となった場合の届出期間及び特定技能所属機関に基準不適合となる事由が生じた場合の届出期間が14日以内とされているが、これは短すぎるため、実際の状況に対応できない可能性がある。</p>	<p>御指摘の期間は届出のための期間として適正なものと考えていますが、いただいた御意見については、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
7	<p>「特定技能外国人を受け入れることが困難となったとき」という基準が曖昧で、解釈に幅が生じる可能性があるため再考が必要である。</p>	<p>「特定技能外国人を受け入れることが困難となったとき」とは、例えば、特定技能雇用契約の履行が困難となるなどの場合を想定しており、規定は明確であると考えています。</p>
8	<p>特定技能所属機関等の四半期に一回の定期届出を、年一回とするのは、次の理由により適当ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入国在留管理庁が特定技能外国人に係る必要な情報を適切な時期に取得できなくなることから、特定技能外国人の人権保障が確保できなくなり、特定技能所属機関が法令を遵守しているか確認できなくなってしまう。 ・離職したり行方不明になったりした特定技能外国人についての情報を適切に把握できなくなり、適切な在留管理が確保されなくなる。 ・特定技能所属機関に対する監視が甘くなる。 ・制度の信頼性が低下する。 ・定期届出の緩和は、出入国在留管理庁が実地調査の結果問題がないと判断した特定技能所属機関に限定すべき。 	<p>本規則改正は、受入れ機関側の負担を考慮しつつ、在留管理上速やかに把握する必要がある情報を随時の届出事項等とすることで、特定技能外国人のより適正な在留管理を図ろうとするものです。</p>
9	<p>本規則改正は、特定技能所属機関等の届出手続を簡素化するものであり、次の理由により適当ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の悪用のおそれが高まる。 ・搾取される技術労働者が増える。 ・定期届出を随時届出に変更すると、本来届け出なければならない事項が届け出られなくなり、適切に情報を取得できなくなる。 	<p>本規則改正は、受入れ機関側の負担を考慮しつつ、在留管理上速やかに把握する必要がある情報を随時の届出事項等とすることで、より適正な特定技能外国人の在留管理を図ろうとするものです。</p> <p>なお、特定技能所属機関が随時の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合については、指導・助言や改善命令の対象となるほか、刑事罰が科されます。</p>
10	<p>国内の治安維持について不安があるので、特定技能所属機関による定期の届出事項から住居地を削除することに反対である。</p>	<p>特定技能外国人を含め中長期在留者の住居地については、法第19条の7から第19条の9までの住居地届出の規定により出入国在留管理庁として継続的に把握できることから、今回の改正により届出事項から住居地を削除しても在留管理上の問題はないと考えています。</p>

11	<p>現行の規則第19条の18第1項第3号にある「従事した業務の内容」については、今後も届出事項とするべきである。</p>	<p>御指摘の「従事した業務の内容」については、随時届出において「従事すべき業務の内容」に変更が生じた場合には、届出をすることとなっていることを踏まえ改正することとしたものです。</p>
12	<p>特定技能外国人の保護の観点から、労災保険等の適用手続及び安全衛生の状況に係る事項を定期届出の事項から削除すべきではない。</p>	<p>本規則改正は、規則第19条の17第6項第2号の改正を行うことで、特定技能基準省令第2条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないこととなる事由が生じた場合には届出を行う義務が生じることとするものです。</p> <p>特定技能基準省令第2条第1項第1号において、特定技能所属機関は労働、社会保険及び租税に関する法令の規定の遵守が求められるため、これらの関係法令に違反した場合には届出が必要となります。</p> <p>また、地方出入国在留管理局では、これらの届出等の情報を活用し、法令を遵守していない特定技能所属機関・登録支援機関を把握した場合には、必要に応じて関係機関と協力して調査を行っております。</p> <p>出入国在留管理庁としては、これらの届出、調査等を通じて特定技能所属機関・登録支援機関に対して必要な指導・助言を行うことで、制度の適正化を実現していきたいと考えております。</p>
13	<p>法第19条の30第2項、規則第19条の24の届出は、当該届出に係る適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した特定技能所属機関を経由して行うとの規定については、届出義務の所在を具体的に明記するべきである。</p>	<p>法第19条の30第2項の届出義務の主体は登録支援機関であり、届出義務の所在は明らかであると考えています。</p> <p>なお、御意見を踏まえ、運用においても混乱の生ずることのないよう周知に努めてまいります。</p>
14	<p>登録支援機関による支援業務の実施状況等の届出を特定技能所属機関を経由して行うことは、情報の伝達が遅れる原因となり、迅速な対応が難しくなるのではないかと。</p>	<p>登録支援機関による支援業務の実施が困難となった場合など、在留管理上速やかに把握する必要がある情報は随時の報告事項としており、特定技能所属機関を「経由」して行うことはしていませんが、いただいた御意見を踏まえ、制度の適正な運用に努めてまいります。</p>
15	<p>登録支援機関による支援実施状況に係る届出を、特定技能所属機関を経由して行うものとする、特に定期面談において特定技能所属機関の法令違反が判明した場合の関係行政機関への通報等に係る状況が適切に届けられないこととなる可能性がある。</p> <p>したがって、現行制度のとおり登録支援機関が自ら行うべきである。</p>	<p>登録支援機関が、特定技能外国人との定期面談において特定技能所属機関の法令違反を把握した場合など、出入国在留管理庁として在留管理上速やかに把握する必要がある情報は、登録支援機関による随時の報告事項としており、特定技能所属機関を経由することなく、直接、登録支援機関が報告をしなければならないこととしています。</p>

16	<p>デジタルノマドの在留資格に係る在留諸申請において、写真の提出を省略することは反対である。</p>	<p>中長期在留者に交付される在留カードには、中長期在留者の写真を表示することとなることから、中長期在留者となる在留資格に係る在留諸申請において写真の提供を求めているところ、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第53号(デジタルノマド)の在留資格をもって在留する者には、在留カードは交付されないことから、写真の提供を求めないこととするものです。</p>
17	<p>公布日が令和7年3月、施行日が令和7年4月1日、初回の届出の期限が令和7年5月31日であると、改正を知ってから届出までの時間が短いため、従前通りの届出も認める猶予期間を設けたり、初回の届出の期限を1、2か月後ろ倒しするべきである。</p>	<p>本規則改正後の規則第19条の18及び第19条の24の規定については、令和7年6月1日から施行されることになっており、これらの規定に基づき、特定技能所属機関・登録支援機関が定期届出をするのは、令和8年4月1日から同年5月31日までの期間となります。 なお、令和7年第1四半期(対象期間は令和7年1月1日から同年3月31日まで)の定期届出については、改正前の規定が適用されますので、従前のおり、定期届出が必要となります。</p>
18	<p>令和7年4月1日からの施行が予定されているが、この日程が適切であるか、また施行までの準備期間が十分かどうかについて、再度検討が必要である。 特に、関係者の理解と対応が必要なため、十分な周知と準備期間を確保することが重要である。 また、新たな周知がなければ、法的サポートや相談の機会が減る可能性があることから、再考すべきである。</p>	<p>本規則改正の公布から施行までの間には、一定の周知期間を設けることとしていますが、本規則改正の運用に関する御意見については、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>